

文教福祉常任委員会会議録

令和6年6月10日

寒 川 町 議 会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長

柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 宮崎学び育成部長、徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、前田主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第38号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

午前9時02分 開会

【佐藤委員長】 それでは、改めまして、おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入りますが、次第のとおり、付託議案1件でございます。また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、そして採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第38号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案件についての説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 皆様、改めまして、おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第38号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。説明につきましては徳江保育幼稚園課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第38号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。本会議においての部長の説明と重複する部分がございますが、ご了承ください。

今回の改正は、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定を改正する内閣府、文部科学省令や内閣府令等が本年3月13日付で公布され、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1とする改正と、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1とする改正が併せて行われたことに伴い、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に所要の措置を講ずるものでございます。なお、家庭

的保育事業については、保育を必要とする満3歳未満の者を対象とする事業ですが、児童福祉法の規定では、満3歳以上の幼児にかかる保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満3歳以上の者についても保育を行うことも可能となっていることから、本条例においても、満3歳以上の児童にかかる人員の基準として定めているものでございます。本条例の対象となる施設は町内に3施設ございますが、本町の現状といたしましては、これらの施設において満3歳以上の児童を受け入れていただかなければならない状況ではございません。

それでは、条例の改正内容をご説明いたします。タブレット資料の4分の3ページ新旧対照表をご覧ください。第29条は、小規模保育事業A型の職員を定めている条文でございますが、第2項第3号の「20人」を「15人」に改め、第4号の「30人」を「25人」に改めるものでございます。

第31条は、小規模保育事業B型の職員を定めている条文で、第2項第3号の「20人」を「15人」に改め、第4号の「30人」を「25人」に改めるものでございます。

4分の3ページから4ページにかけての第44条は、保育所型事業所内保育事業所の職員を定めている条文で、第2項第3号の「20人」を「15人」に改め、第4号の「30人」を「25人」に改めるものでございます。

第47条は、小規模型事業所内保育事業所の職員を定めている条文で、第2項第3号の「20人」を「15人」に改め、第4号の「30人」を「25人」に改めるものでございます。

最後に附則として、改正条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 今説明でありましたけど、今回の条例ですけど、寒川町は3施設対象があるということですけど、実際受け入れていない状態ということで今説明がありましたが、今回20人から15人とか人数を減らして、従業者にとっては負担が軽くなるかと思うんですけど、今後こういう対象受入施設ができた場合なんですけど、今度従業者が対象なんですけど、これで従業者を増やすということになってくるかと思うんですけど、それについての対応というのはどのようになっているのか、もう一つ、従業者に関しては負担軽減になりますけど、あと処遇待遇とか、そういうところに関して今後どのように考えているのかお伺いします。

【佐藤委員長】 処遇というのは、またちょっと違うとは思いますが、この条例に関して言うのであれば、人数を減らしたことによってという部分の質問でよろしいでしょうか。

徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町内の3施設については、3歳児未満を対象とする施設で、3歳以上を受け入れる場合というのは、通える範囲内に幼稚園とか保育園とか3歳以上児を受け入れられる施設が全くないという状況の、そういった場合に3歳以上を受けられるという定めになっておりまして、町内には幼稚園もございますし、保育園や認定こども園もございますので、そういった状況には町の中ではないということで、3施設の中で3歳以上児を受けるという状況に今はない状態です。もし万が一そういった場合、3歳以上児を受けられるような施設が全くないといったようなときには、そういったところの人

員配置も必要になってきますので、施設で保育士をさらに増やすということになってくるかと思います。
以上になります。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。私も理解が、勘違いというか、幼稚園と保育園とか、そういうものがあるからということで、対象がないということで理解しました。

実際3歳以上の対応ということなんですけど、逆にお聞きしたいのが、3歳未満のことに関しては今回の法令とか、そういうところでは変更はないということによろしいんですか。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 国の基準では、今回は満3歳児と満4歳以上児の変更のみで、満3歳未満のお子さんについては職員配置基準についての変更はございません。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 そもそも論の話なんだけど、今、課長から説明があったように、我が町では該当しないという話なんですけど、どう受け止めているかということでもってお伺いしたいんですが、人数がこういう形でもって減るということは、1人の負担が軽くなるということにもなってくると思いますけども、逆に言うと、保育士さんの不足ということが今世間でもって騒がれている最中に、このような法律が出てくるということは、ある意味でいうとマッチしていないなど、保育士が足りないと言っているながら、こういう形でやるということになると、今の時代に合った法律になっているのかということを考えてしまうと、ちょっと疑問を感ずる部分があるんですけども、寒川町の行政側としてこういう変化をどのように捉えておられるか、その辺の見解をいただけますか。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 各保育園で保育士不足が課題になっているというところは、町でも重々承知しているところでございます。今寒川町の条例については、満3歳未満を対象としている3施設が対象とはなっているんですが、国の基準では、町内にある認可保育所とか認定こども園についても満4歳以上児、満3歳児については配置基準が変更になっているところです。各施設に確認しているところではあるんですが、既に3歳児さんについては15対1で見えているところがありまして、あとは4歳以上児、4歳児、5歳児さんについても、既に定員に対して2クラスを設けているということですので、人員的には配置基準を満たしているということになっております。ただ今後については、既に各保育所で課題となっているところですので、町としても保育士確保に向けた何かをしていかなきゃいけないと思っております。昨年度なんですけども、潜在保育士の発掘ということで、横浜とか川崎では既に実施しているんですけども、保育士就職相談会というものを町で独自に開催いたしまして、潜在保育士の発掘に向けた取組を行っております。そのときにも思った以上にいいですか、17名という潜在保育士の方が参加してくださいまして、その中でも保育所に雇用を勧められたところがありますので、今後につきましてもそういった相談会等を継続的に開いて、各施設の課題に即していけるような対応を町としても行っていきたいと思っております。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。直近にすぐに寒川町がということではないということなので、ある意味でいうと覚悟はしておかなければいけないということにつながってくるんだらうなという気がするんですね。看護師さんなんかもそうですけども、保育士さんなんかにしても、人数的にはいると思うんですが、働く環境にないということなのか、その資格を持っている方たちというのは結構いると思うんですね。ただ、その方たちが現場復帰していないとか、いろんな状況があって働く機会が見いだせないとか、いろんなケースが多分あるんだらうと思います。そういった意味では、今、課長が言われるように、寒川町の保育園並びに園も含めて保育士の確保というのは非常に大事なことだと思っていますので、今どうのこうのということじゃなくして、段階的にそういった手だてを講じていきながら、ニーズの把握とか、またそのような環境に対する情報提供していつてあげるとかって非常に大事なことだと思っていますので、そのようにお願いしたいなと思います。

該当するところにとしてみると、人を確保していかなきゃいけない、こういう厳しさがあるわけですから、もう少しいろんな形での整備をした上でこういう法律が出てくると、マッチングするのかなという気もするんですが、なかなかそういう意味では現場任せになってきてしまっているという法律のような気がするんですが、いずれにしても、今、課長が言われたように、段階的に寒川町が万が一のときにはそのような対応ができるような、そういう準備だけはしっかりしていつていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 寒川町は該当しないということなんですけど、該当する自治体もある中で、もし20人に1人、15人に1人、こういう感じになっていくと、考えられることとしては、例えば20名のうち1人にかかる経費と15名のうち1人にかかる経費というのは変わってくると思うんですよね。そういったところで公的の加算措置だとかというのは制度上あるのかどうか、もう一点、人員不足、人手不足で経過措置、対応するまでの措置、もともとの人数で対応したのがより人員が必要になるという場合、そういった経過措置的なものも制度上あるのかどうか、その条例の改正の根拠の法令になる基準の下で、そういった公定価格上の加算措置と経過措置というものが何かあるのかどうかお伺いします。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 2点ご質問をいただきました。保育士の負担に対しての金銭的な措置ということと、そういった体制が整えられない場合の経過措置があるかどうかということかと思います。1点目につきましては、国の定めている公定価格というものがあるんですが、その中に満3歳児を15対1で受け入れた場合、満4歳以上児を受け入れられた場合の加算の項目が令和6年4月から新設されて、そちらで対応を町としてもしているところです。それから、2点目の体制が整えられなかった場合の経過措置につきましても、国のほうで基準を設けておりまして、そういった場合には1年間経過措置を設けるということになっております。ただ、町ではそういった状況がないので、施行日から開始という条例にさせていただいております。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定で
ございますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、進めさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第38号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時22分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 8月 27日

委員長 佐藤 一夫